

コロナ禍の努力が報われる春闘を！

運賃改定後の今こそインフレに勝つ賃金の実現を！

2023年2月3日(金)4日(土)の7時と11時に計4回の明番集会を行い、計86人の組合員が参加しました。

《委員長挨拶》

今回、3年ぶりに対面で明番集会を開催できることが嬉しいですね。コロナ禍の3年間、乗務員の皆さんは最前線で頑張ってきました。ようやく稼働率が8割近くに戻ってきました。また昨年11月に行われた運賃改定の影響がどうなるか心配していましたが、値上げの時期が良かったためか、幸い年明けも乗り控えがあったという報告はありませんが、今春闘要求を決める大切な明番集会です。組合員の皆さんが意見し要望を出す正式な機会です。活発な議論をお願いします。



《組合員からの意見・要望》

◎2022秋闘結果

・「公出併用」を通常適用できないか？
↓会社としては稼働率を上げ



48期第1回明番集会

東洋交通労働組合 第1回明番集会



↓個人的には15000円程度が妥当と考えるが難しいと思います。まずは胸を張って有資格者と言えるように日々頑張ります。

◎その他

・通信障害で現金決済しか出来なかった場合、補償はないのか？
↓完全に営業不可の場合には補償の交渉はするが、現金決済ができるのであれば対象ではありません。

・定年再雇用についての現状と今後の見通しを(内勤者含め)教えてほしい。
↓雇用条件は正社員と差がないため、定年者のほとんどが嘱託乗務員になっています。内勤者はその時の人員数や本人の適性等を踏まえ採用するため、全員が対象になるわけではありません。その他は5勤務の定時制となります。

・営業中はスマホの地図アプリを使用するためスマ配が使いこなせていない。
↓本来はナビが無くともお送りできるのがプロの姿なので、まずは地理の勉強をしてほしい。

・配車強化月間とうたって休みにくい雰囲気を作るのはいかがなものか。
↓会社は稼働率を上げるために「出勤のお願い」はします。もし休ませない等の対応があれば報告してください。
・駐車棟が暗く、傷チエックがやりにくい。
↓LED化や照明の増設の案もあったが、システム上や消防法上不可とのことでした。駐車棟外の明るい場所で傷チエックをお願いします。

・新しい職員を入れたのであれば紹介してほしい。
↓制服着用でカウンターにいる人(降り乗務員)は新しい職員ではなく、個人的理由による乗務ができない乗務員です。紹介はありません。

・3回目の希望者が予想以上に少なかったためです。今後希望者は各自自治体で個人的に接種が良いのではないのでしょうか。
・新しい職員を入れたのであれば紹介してほしい。
↓制服着用でカウンターにいる人(降り乗務員)は新しい職員ではなく、個人的理由による乗務ができない乗務員です。紹介はありません。

・無線の仕様(ドライバーズタブレット)の不具合、ラジオの搭載等は、協議の上グループ連絡協議会で申し入れをします。
・職場環境(風呂の補修、電球の定期交換)は安全衛生委員会です。

・安全衛生委員会で申し入れます。



第1回中央委員会

2023春闘要求(案)を審議

2023年2月19日(日) 9時〜第1回中央委員会を開催しました。議長には山田賢和氏(5926)、書記には岡本達也氏(6034)が選任され、出席15名、欠席3名、委任状3通により、中央委員会が成立していることを宣言しました。

《委員長挨拶》

先日の明番集会では春闘に直



組
員

結するような意見は提案されませんでしたが、他社とはそもそも基本給等の前提条件が異なるので一概に比較はできないが、参考にすべき部分は取り入れて、より良い労働条件になるよう、今春闘も交渉に臨みます。我々はコロナ禍にほとんど休業せず、足切りも下げずに耐え抜いてきました。売上が戻りつつある今こそ、乗務員に対して会社は誠意を見せる時ではないでしょうか。これからは利益を求めただけでなく、乗務員を大切にすることを会社が生き残っていくでしょう。

◎2023春闘(案)

明番集会で出された意見・質問と重複する内容なので割愛します。全会一致で要求案

日本交通G連絡協議会

日本交通グループ連絡協議会が2023年2月11日(土)日本交通銀座営業所大会議室にて開催されました。講師に日交労の藤田書記長を迎え、タクシー労組役員的心得とし労組の役割と権利・義務について、また法律的な基礎知識についての有意義な講演を頂きました。

独自に集約した日本交通グループ連絡協議会に参加する各会社の労働条件調査書を基に、これから始まる春闘交渉に役立てて少しでも同じ様にNのもとで働く仲間が平等に近づけるよう、闘うことを確認しました。



が可決しました。



マスクはいつまで?

今後のマスク着用について日本交通より通達が出されました。「3月13日より屋内外問わずマスク着用を個人の判断とする」という政府からの指針が出されましたが、指針が引き続き乗務中のマスク着用を義務とする。④乗務員は点呼時のみマスク着用とする。③3月13日より社内(室内外問わず)におけるマスク着用は任意とする。

②お客様のマスク着用は①引き続き乗務中のマスク着用を義務とする。③任意とする。



春闘要求書提出

2023年2月23日(木)、菊池委員長が木塚所長に「2023春闘要求書」を手渡して、第1回団体交渉を行いました。



「スト権投票」を実施します!

「スト権投票」とは、多数の組合員が会社に対し「ストライキを構える覚悟で春闘を闘う」という意志を示すものです。

1. 「スト権投票用紙」に賛成であれば「○」反対であれば「×」を無記名で記入。
2. 用紙は組合事務所に取りに来るか、各点呼時などに組合役員から受け取り「投票箱」に投函。
※組合事務所下の赤いポストには入れないでください。

日本国憲法第28条で労働者を守る最終手段として「団体行動権」が保障されています。これは会社に不当な賃金や職場環境で搾取されないよう、労働者に認められている正当な権利です。

しかし組合規則第27条で争議行為(ストライキ)は組合員の過半数以上の賛成がないと実行できないと定められています。したがって組合員の皆様は「スト権投票」で「スト権の確立」に協力してください。

「一丸となって」耐え忍んでいるだけでは労働環境改善は実現できません。組合員であれば必ず投票し、「一丸となって」闘いましょう!

また春闘バッジが配布されたら、共に闘っている証として制服に着用をお願いします。

